

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年7月26日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受け付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
 - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 - イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
 - ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
 - イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 1 国名：ミャンマー 担当：人間開発部
案件名：地方州総合病院整備計画準備調査（ファスト・トラック制度適用案件）
調査区分：プロジェクト形成（無償）

1 契約予定期間：2013年8月下旬～2014年5月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
海外における病院建設に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

商社、建設業者、本件に関連する資機材製造部門を有するコンサルタント及び本件に関連する資機材メーカー

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年8月5日から2013年8月7日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年8月5日から2013年8月8日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年8月15日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 8月下旬
- (5) 契約交渉 : 8月下旬

5 業務の目的

ミャンマー連邦共和国（以下「ミャンマー」）においては、国民の死因は、感染症・寄生虫症が最も多く、循環器疾患、外傷・中毒・不慮の事故が続く（2008年保健省統計）。また、近隣諸国と比較すると、予防接種カバー率や産前健診受診率は比較的良好な一方で、5歳未満児死亡率と妊産婦死亡率が高い。また、HIV、マラリア、結核の有病率等の保健指標について東南アジア地域でも低いレベルにある。

かかる状況の下、ミャンマーでは国家保健計画(2006年 - 2011年)において、病院ケアプログラムを設定し、病院ケアサービスの質の向上、病床数の増加（2011年までに10万人当たり62から75に増加）、病院のパフォーマンス指標の改善、病院での死亡率の減少等に取り組んでいるものの、公的保健セクターにおける医療施設及び機材の整備状況は大きく立ち遅れており、充実した医療サービスを提供できていない。

ミャンマーでは、全国を17の保健行政区（行政区は14の州・地域）に分け、各行政区に保健局を設置している。保健・医療施設のリファラル体制は「国立病院」、「州/地域総合病院」、「郡病院、タウンシップ（以下「TS」）病院」、「ステーション病院」、「地域保健所」となっている。このうち、少数民族が居住する州の総合病院は、地域の中核病院として重要な役割を担いながらも、施設機材の老朽化などにより十分な病院機能を果たせていない現状がある。地域住民に対する適切な保健医療サービスを提供するためには、医療施設の整備が急務となっている。

このような背景のもと、先方政府より、優先的に整備が必要な病院として少数民族居住地域のシャン州北部保健行政区内の中心に位置するラーショー総合病院およびカヤー州の州都に位置するロイコー総合病院があげられた。ラーショー総合病院は、シャン州のシャン北部保健行政区内中心都市のラーショー市に位置する州病院である。同病院の所管面積は全国で3番目に広く病床数300床、年間手術数2,000件以上、年間外来患者数29,000人にも上る地方の中核医療機関であり、その診療圏の人口は180万人になる。しかし、施設は1940年代から累次的に整備されてきたもので、老朽化もひどく、点在する各棟をつなぐ屋根付き廊下もなく動線上非効率なものとなっている。また、医療機材の質と数も不十分で対応可能な治療は限られており、対応できない患者は、車両で6時間離れたマンダレー総合病院に転送せざるを得ない状況である。以上の状況からシャン州北部保健行政区において同病院の整備を含めた適切な保健サービス提供の体制構築が喫緊の課題となっている。

ロイコー総合病院は、カヤー州（人口40万人）の州都ロイコー市に位置する州総合病院である。病床数200床、年間手術数1,600件以上、年間外来患者数2万人以上にのぼる同州の中核医療機関であり、その診療圏は隣接するシャン州南部まで広がっている。しかし、本棟は1954年に建設されたもので柱の一部が崩れたり鉄筋がむき出しとなっている箇所もあるなど老朽化がすすんでいる。また、医療機材の質と数も不十分で対応可能な治療は限られており、対応できない患者は、それぞれ車両で10時間離れたヤンゴン総合病院またはマンダレー総合病院に転送せざるを得ない状況である。以上の状況からカヤー州保健行政区において同病院の整備を含めた適切な保健サービス提供の体制構築が喫緊の課題となっている。

本調査は、ラーショー総合病院及びロイコー総合病院の建替えにあたり無償資金協力案件としての必要性和妥当性を確認の上、適切な事業計画を策定し概略設計を行い、概略事業費を積算することを目的として実施する。

6 業務の範囲及び内容

(1) 対象地域

シャン州ラーショー市、カヤー州ロイコー市

(2) 相手国関係機関

保健省、シャン州保健局及びラショー総合病院、カヤー州保健局及びロイコー総合病院

(3) 業務内容

- ア 要請（予定）内容の確認
- イ 保健・医療体制
- ウ サイト状況調査
- エ ラショー総合病院及びロイコー総合病院の建替え計画の内容・規模の確認と概略設計及び概略事業費の積算
- オ 過去の類似案件及び他ドナー・機関の援助動向の調査
- カ 機材計画（要請内容の確認、既存機材の現況・活用状況の分析、機材計画の策定、優先度付け）
- キ 調達事情調査
- ク 運営・維持管理体制調査
- ケ 技術協力等の必要性・可能性の検討、ソフトコンポーネント計画の検討・作成
- コ 無償資金協力の妥当性、範囲、及び基本構想の検討
- サ 協力対象機材にかかる概略設計、事業計画の策定、概略事業費の積算
- シ 先方分担事項（公租公課の免税手続き、プロジェクト全体の運営・維持管理、輸入資機材の通関、必要予算、その他留意事項等）の実施にかかる提言
- ス プロジェクトの成果、裨益効果、事後評価のための評価指標の検討・関連情報の収集
- セ その他の配慮事項等の調査
- ソ 準備調査報告書(案)及び機材仕様書（案）の現地説明・協議

7 成果品等

- (1) インセプション・レポート (2013年9月上旬)
- (2) 現地調査結果概要 (2013年10月下旬)
- (3) 準備調査報告書（案） (2013年12月下旬)
- (4) 準備調査概要資料 (2014年1月上旬)
- (5) 概略事業費積算内訳書 (2014年3月下旬)
- (6) 機材仕様書 (2014年3月下旬)
- (7) 準備調査報告書 (2014年5月上旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

- ア 業務主任/建築設計（評価対象予定者）
- イ 建築設計1/自然条件調査（評価対象予定者）
- ウ 建築設計2/自然条件調査
- エ 設備計画1
- オ 設備計画2
- カ 施工計画/積算（評価対象予定者）
- キ 機材計画1（評価対象予定者）
- ク 機材計画2
- ケ 機材調達/積算
- コ 保健計画

9 特記事項

- ・本件受注コンサルタント（JV構成員および補強を含む。以下「受注コンサルタント」という。）は、本調査の結果に基づき、我が国政府による無償資金協力が実施される場合は、設計監理契約以外の役務及び財の調達には参加できない（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も調達できない）予定です。
- ・共同企業体の結成を認める予定です。
- ・本件プロポーザルについては、記載分量、内容を簡潔にさせていただく予定です。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。